

K & N I P NEWS

*** 今回の内容 ***

ブラジル早期審査について

ブラジルにおける医薬品・製薬方法および公衆衛生関連の物質・装置に関する特許出願の早期審査が導入されました。出願人または第三者による申請が可能で、AIDS、がん、その他指定の疾病に関する診断法・予防法・治療法に関する特許出願に限られます。但し、保健省が申請する場合はこの限りではありません。

当該出願が既に公開されており、審査請求がなされていることが条件となります。

早期審査の申請が受理されると、ANVISA（国家衛生監督庁）に直接送付され、公衆衛生に反しないかどうかの審査が行われる見込みです。その後、特許庁による審査が行われます。

文責：外国G リーダー長谷川
監修：弁理士 中根 美枝

2013年5月8日

笠井中根国際特許事務所